

2018年 5月 24日

No. 470



山田 良平
3分間
税ミナール

ヤマダ総合公認会計士事務所

〒124-0012

東京都葛飾区立石1-12-11

TEL 3694-6091

FAX 3691-6680



仮想通貨の補償金は雑所得扱い

不正アクセスによる今年1月の仮想通貨NEMの流出事件で、仮想通貨取引所運営者のコインチェックは、被害額は580億円にのぼったものの、対象となるNEM保有者約26万人に対して、自己資産から捻出して、不正流出相当額を日本円で返金する方針を明らかにしていましたが、その補償金の税務上の取扱いについて、非課税扱いの損害賠償金となるのか雑所得となるのかが注目されていました。

関心が寄せられる中、国税庁は去る4月16日、「仮想通貨交換業者から仮想通貨に代えて金銭の補償を受けた場合」の取扱いについて、ホームページのタックスアンサーに追加しましたが、それによると、仮想通貨交換業者から受け取った補償金は、非課税となる損害賠償金には該当せず、雑所得として課税の対象になることが明らかとなりました。

「一般的に、顧客から預かった仮想通貨を返還できない場合に支払われる補償金は、返還できなくなった仮想通貨に代えて支払われる金銭であり、その補償金と同額で仮想通貨を売却したことにより金銭を得たのと同じの結果となることから、本来所得となるべきもの又は得られたであろう利益を喪失した部分が含まれているものと考えられる」というのがその理由です。

なお、補償金の計算の基礎となった1単位当たりの仮想通貨の価額がもともとの取得単価よりも低額である場合には、雑所得の金額の計算上、損失が生じることになるため、その損失を他の雑所得の金額と通算することができます。